

鳥取県家賃債務保証制度のご案内

鳥取県内の地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体や福祉関係団体等で組織している鳥取県居住支援協議会（以下「協議会」）では、連帯保証人の確保が困難で民間賃貸住宅に入居できない方を支援するため、協議会独自の「家賃債務保証制度」を設けています。

家賃債務保証制度を利用されたい方へ

① 民間連携型メニュー（まずはこちらをご検討ください）

協議会が連携する民間の家賃債務保証会社（株）カーサを活用した家賃債務保証で、以下の利用要件にあてはまる方について、初回保証料を低廉化する制度です。

（１）対象者（以下の項目すべてにあてはまる方）

- ア あんしん賃貸支援事業を利用して県内の民間賃貸住宅へ入居しようとする方
- イ 月額所得が 15 万 8 千円を超えない方
- ウ 連帯保証人が確保できない方
- エ 自立（他者の支援によるものを含む。）した日常生活を送ることが期待できる方



（２）保証料

連携先の民間家賃債務保証会社の初回保証料について契約 1 件あたり 10,000 円が低廉化されます（初回保証料：月額賃料の 50%（最低保証料 20,000 円）→最低保証料が 10,000 円となります）

※2年目以降の保証料は、年額 10,000 円

（３）保証内容

- ア 月額賃料、原状回復費用等（保証上限額は月額賃料の 24 か月分）
 - イ 残置物の搬出・処分費用（実費相当額）
- ※詳しい保証内容等は、民間商品の説明資料や取扱代理店の説明でご確認ください

② 協議会の直接実施型メニュー（①が利用できない方はこちら）

①のメニューを含む民間の家賃債務保証制度が利用できない方向けに、協議会が直接実施している家賃債務保証制度です。

（１）対象住宅

鳥取県内にある月額家賃 10 万円以内の民間賃貸住宅

（２）対象者（以下の項目すべてにあてはまる方 ※詳細は別途ご確認ください）

- ア 給与、年金、生活保護その他の安定した収入があり、家賃等を継続して支払うことができる方
- イ 連帯保証人が確保できない方
- ウ 世帯全体の月収が月額の家賃等の2倍以上ある方
- エ 家賃等を滞納中でない方
- オ 民間の家賃債務保証制度の活用が困難である方
- カ 過去にこの事業を活用したとき、3カ月以上の家賃等の滞納がない方
- キ 過去にこの事業を活用したとき、信義に反する行為を行っていない方
- ク 自立（他者の支援によるものを含む。）した日常生活を送ることが期待できる方
- ケ 暴力団員でない方（入居者全員）



(3) 保証料

15,000 円(2年契約) 更新時も同額

(4) 保証内容

月額賃料、原状回復費用、残置物の処理費用 など(保証上限額は月額賃料の5か月分)

お問い合わせ先

各地域を担当するあんしん賃貸相談員又は協議会事務局までお問い合わせください

東部地域	〒680-0036 鳥取市川端二丁目125(鳥取県不動産会館1階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会	090-7135-3686 anshin-e@tottori-takken.or.jp
中部地域	〒682-0802 倉吉市東巖城町120-2(プライムスクエアビル3階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	
西部地域	〒683-0035 米子市目久美町34-17 (公社)鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	080-1949-3920 anshin-w@tottori-takken.or.jp

令和4年度までに鳥取県家賃債務保証制度の契約をされた皆さま

当協議会の直接実施型メニューは2年ごとに契約更新が必要となります。

今後は、契約更新の際に直接実施型から民間連携型への移行をご検討いただくよう、管理会社や家主さんを通じて御案内していくこととしておりますので、ご承知ください。



家主・不動産店の皆さまへ

鳥取県家賃債務保証制度は、家主・不動産店の皆さまの御協力があって成り立つものです。高齢者、子育て世帯や低所得の方など、住宅の確保に配慮を要する方を支援する協議会の活動にご理解とご協力をお願いします。

① 民間連携型メニューについて

利用要件に当てはまる方が住まい探しをされる際に、民間連携型メニューの利用についてあんしん賃貸相談員がご案内しますので、ご理解をお願いします。従来の直接実施型に比べて、保証内容が手厚く、事務負担等も軽減されますので、ぜひ積極的にご利用ください。

② 直接実施型メニューについて

民間の家賃債務保証制度が利用できなかった場合、協議会が直接実施するメニューの利用についてあんしん賃貸相談員がご相談します。民間制度に比べ、審査・手続等に若干期間を要しますが、ご協力くださるようお願いいたします。

お問い合わせ先(制度全般)

鳥取県居住支援協議会事務局

(公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内)

〒680-0036 鳥取市川端二丁目125

電話 0857-23-3569 ファクシミリ 0857-27-1854

ホームページ <https://tottori-kyoju.com/>

電子メール info@tottori-kyoju.com